

令和6年第7回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和6年7月24日(水)
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 N502会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 林 幹字
委員 小野 聡子 委員 高田 彩
委員 大井 知教
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 柴田 光起
理事兼学校教育監 石田 隆幸
生涯学習課長 松田 直樹
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議 事
(1) 議案第15号 令和7年度使用教科用図書の採択について
(2) 議案第16号 指定管理者の候補者の選定方法について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和6年第6回定例会及び第2回臨時会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、前回定例会及び臨時会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、林委員、小野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の2ページをお願いします。

令和6年第6回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

初めに教育総務課関係です。7月4日、仙台管内教育長会議が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

7月10日、令和6年度第2回仙台地区教科用図書採択協議会が富谷市武道館で開催され、教育長が出席しました。同協議会での結果を踏まえて、本日の定例会に議案を提出しております。

市内の小中学校では、7月22日から8月22日までの夏休みに入っております。続いて生涯学習課関係です。

7月3日、多賀城市立図書館の指定管理期間が今年度をもって終了することに伴い、これまでの多賀城市立図書館指定管理者の取組等を評価することを目的とした「多賀城市立図書館指定管理者評価委員会」を開催しました。評価委員会の結果と今後の事務手続等については、本日議案を提出しております。

前回報告時以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから4ページに記載の別表のとおりでございます。

最後に文化財課関係です。

7月3日、令和6年度全国史跡整備市町村協議会第1回役員会が東京都で開催され、市長及び文化財課長が出席しました。

7月11日、日本遺産第1回ガイド養成講座が多賀城碑で開催され、28名のボランティアガイドが出席しました。

4ページをお願いします。令和6年7月24日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。高田委員。

高田委員

3ページ、6月30日に大代地区公民館で開催された青少年教育事業「BUKATSU×KOMINKAN」とはどのような内容でしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

東豊中学校ボレーボール部の練習に地域住民と公民館職員が参加しました。参加者は15人、公民館職員が講師となって、約2時間、ともに練習をしながら交流しました。

高田委員

はい、わかりました。

教育長

ほかにございますか。小野委員

小野委員

6月に行われた少年の主張多賀城市大会で優秀賞に選ばれた東豊中学校の熊谷さんが、7月に仙台地区大会に出場したと思いますが、いかがだったが教えてください。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

7月2日に利府町で行われた仙台地区大会では、上位となる優秀賞には他市町から2名が選ばれて県大会へ出場となりました。多賀城市代表として出場した東豊中学校の熊谷有栖さんは、優秀賞に次ぐ優良賞に選ばれました。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

ほかにございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

議案第15号 令和7年度使用教科用図書採択について

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに議案第15号ですが、文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」において、次のように通知されていますので、朗読します。

「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」とされております。

よって、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

<生涯学習課長 退室>

【秘密会の会議録】

教育長

それでは、議案第15号「令和7年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

内容につきましては、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

学校教育監

議案第15号「令和7年度使用教科用図書の採択について」ご説明します。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項」に基づき設置されております「仙台地区教科用図書採択協議会」から、令和7年度に仙台地区で使用する教科用図書を採択する旨の通知がありました。

はじめに、採択についてですが、「仙台地区教科用図書採択協議会」では、採択協議会が委嘱した専門委員が、独自に教科用図書を調査・研究した結果を令和7年

度使用中学校教科用図書採択参考資料として示し、その後、各市町村から使用希望のあった教科用図書について協議が行われました。

議案第15号別紙2ページをお願いします。

中学校で使用する教科用図書は、道徳以外の教科について多賀城市から希望したすべての教科用図書が採択されました。道徳については、多賀城市は光村図書を希望しました。

3ページから7ページをお願いします。

特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、多賀城市から希望したもの、すべてに加えて、他市町村から希望のあったもの、すべて採択されました。

3ページには文部科学省著作本（☆本）を、4ページから7ページには学校教育法附則第9条の規程による教科用図書（一般図書）を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第15号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、議案第15号について原案のとおり決定します。

それでは、関係課長等に入室願います。

<生涯学習課長 入室>

教育長

次に、議案第16号「指定管理者の候補者の選定方法について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、「議案第16号指定管理者の候補者の選定方法について」を説明させていただきます。

本案は、令和7年3月31日をもって、現在の多賀城市立図書館の指定管理者の指定期間が満了することから、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の施設の管理運営を委ねる指定管理者の候補者を非公募、つまり公募しないで選定するということを決定するものです。

はじめに、多賀城市立図書館の指定管理の状況について説明させていただきます。13ページをご覧ください。

3の「現在の指定管理の概要」です。(2)の指定管理者が行う業務の範囲ですが、包括的に申し上げますと、図書館の管理運営及び施設の維持管理運営に関する業務となります。

指定管理期間及び指定管理者は、(3)及び(4)に記載のとおりです。

続いて、4の多賀城市立図書館指定管理者評価委員会の概要について、ご説明します。この指定管理者制度とは、民間事業者などに公の施設の管理運営を委ねるものです。

その意図は、民間事業者のノウハウを活用することで、公の施設の管理の効率化、住民サービスの質の向上、地域の活性化などを図ることにあります。

従いまして、民間事業者に管理運営を委ねた結果、その効果がどの程度のものであるかを、指定期間を通して評価する必要があります。そこで、「多賀城市指定管理者導入方針」に基づき、多賀城市立図書館指定管理者評価委員会を設置し、現在の指定管理者による事業の効果を評価しました。

評価委員会は、(1)に記載のとおり、7月3日に開催し、各評価委員には、事前に指定管理者の評価に必要な資料を配付させていただき、会議当日には配付資料の説明、指定管理者への質疑応答などを行い、評価いただきました。

評価委員は、(2)に記載の7名で、「多賀城市指定管理者評価委員会設置要綱」に基づき、選任しております。

次に(3)の評価方法ですが、審査項目は20項目とし、審査項目ごとに5点満点の6段階で採点することとしました。評価委員1人当たり100点、全体で700点が満点となります。

そして、合計点の6割、420点以上を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

審査の結果は14ページの(4)に記載のとおり、524点で、合格の(良)の評価となりました。

16ページをお願いします。こちらは、実際の評価に当たって使用した「審査基準及び採点表」です。

審査項目は、表の左側のとおり、市立図書館の「方針・理念」から、「組織体制」、「事業運営」、「サービスの維持・向上」、「地域等との連携」、「施設の管理運営」など、指定管理者による市立図書館の運営について、多角的に考察できるよう設定させていただきました

評価視点及び評価点数につきましては、表の右下のとおりです。

その上で、各評価委員には、それぞれの審査項目について、指定管理者提出の実績報告書などを基に評価していただきました。

表の右側のAからGまでのアルファベットは各評価委員を表しており、記載の数値は、各評価委員の採点内容となります。

結果としましては、合計点が表の右下、総合得点の欄にありますとおり、524点で、合格の(良)という評価をいただきました。

次に、17ページをお願いします。こちらは、評価委員の意見一覧です。

採点に併せて、期待できる点と今後の課題について、自由記述により意見を提出したものです。

以上、現在の指定管理の状況と評価結果についてご説明いたしました。本案は、冒頭にも申し上げましたとおり、次の5年間の指定管理候補者の選定方法を決定するものです。そして、その候補者を非公募、つまり公募によらないで選定するということを決定するものです。

9ページをお願いします。ここでは、指定管理者を非公募により選定する理由等について整理しております。

まず、(1)の法的根拠及び条件でございますが、枠で囲んだ参考と書かれた上の表を御覧願います。

「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、原則、公募するものとあります。ただ、同条ただし書の規定により合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。つまり、非公募で選定することも可能となっております。

では、非公募により選定する場合の合理的理由とはなにかということでございますが、枠で囲んだ下の表を御覧願います。

「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」でございます。こちらの規則第2条に具体的な合理的な理由を規定しておりまして、本案は、第2条第3号に適合することをもって、非公募の根拠とするも

のであります。

10ページをお願いします。(2)の本件事例に係る具体的判断根拠ですが、これは、手続規則第2条第3号に適合すると判断する具体的根拠を整理したものです。抜粋して申し上げます。

一つ目のアは、民間企業が持つ効率的な運営ノウハウや、文化に関わる企業内のネットワークを駆使し、「利用者視点によるサービスの向上」、「誰もが行きたくなる環境づくり」、「居心地のよい空間と雰囲気づくり」など、市民の好奇心、探求心、学びの意欲を支える文化交流施設としての図書館運営を行っていること。

二つ目のイは、文化センター、埋蔵文化財調査センター等の地域施設と積極的な連携を図るとともに、子ども達の読書環境の充実につながる事業や、生涯学習、教養向上につながる事業、地域課題や現代的課題解決を目的とした事業など、年間100件を超える行事を開催し、様々な学びの機会を創出していること。

三点目のウは、利用者アンケート調査で、回答者の8割以上が「大いに満足」又は「満足」と回答し、施設面及びスタッフの対応なども含め継続して利用者から高い評価を得ており、今後も安定した図書館サービスの提供及び事業効果が期待できること。

四点目のエは、4年間のモニタリングを踏まえた市の評価として、図書館を取り巻く環境が変わり続けた中でも、館内ルールの調整や、図書館サービスの強化、新しい切り口の図書館行事の開催など、様々な取り組みによって、魅力的な図書館づくりに努め、基本的な施設管理を適切に行っており、良好な管理運営がなされたと評価できること。

五点目のオは、評価委員会の結果、合計点が524点で、「合格(良)」であるとの評価であったこと。

六点目のカは、評価委員からの意見として、居心地のよい図書館環境づくりに努め、これほど多くの市民に利用されている公共施設は他にないと評価されている点。一人当たり個人貸出冊数が全国平均を超え、宮城県内で1位である点など、様々なサービス提供と体制を備えている点などについて、今後も期待できることから、次期候補者の選定については、非公募とするメリットが十分あるという評価を得たこと。

つきましては、繰り返しとなりますが、手続条例第2条ただし書及び手続規則第2条第3号の規定により、「現に指定管理者による管理を行っている者が、引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる」ことを合理的理由し、次期指定管理者の候補者の選定は、公募によらないことが適当と判断するものであります。

次に、今後の予定についてご説明させていただきます。15ページをお願いします。

本日、本案のとおり決定をいただきましたら、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に対して、次期指定管理に関する業務仕様書などを提示し、提案書をはじめとした申請書類の提出を求めることとします。

提案書などの内容については、10月上旬の選定委員会において審議を行い、合格となれば、次期指定管理者の候補者として選定させていただくこととします。その後、改めて教育委員会定例会等でご審議いただき、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うこととなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。小野委員。

小野委員

2点あります。1つ目は、16ページの採点表で1箇所だけ、2点をつけた方がいますが、2点の評価視点は「一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない」なので問題はないと思いますが、どういった点がそう感じたのでしょうか。

2つ目は、11ページのカの評価委員からの意見として「学校図書館運営において、学校司書を派遣し児童生徒の読書活動に貢献」等とあるが、これも業務の一つと捉えていいのでしょうか。

教育長

2つですね。生涯学習課長。

生涯学習課長

1点目の16ページの採点表について、1名だけ事業運営の図書館行事等の項目に2点を採点した評価委員がいるということで、「一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない」という評価をいただいています。

他の委員からは同項目に対し、4点ないし5点をいただいているので、十分な評価を得たものと考えています。

評価委員本人に確認をしているわけではありませんが、この採点は、期待の表れではないかと認識しております。

小野委員

はい、わかりました。

生涯学習課長

2点目の学校司書を派遣していることについては、仕様書に明記しており、派遣も含めて業務をお願いしています。

小野委員

わかりました。

教育長

学校司書に関しては、指導主事訪問時にも高い評価をいただいています。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。高田委員。

高田委員

16 ページ採点表で、地域等との連携でボランティア団体とありますが、どの程度連携されているのか、地域住民がしたいボランティア活動をどのくらい支援しているのかを教えてください。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

図書館の中でのボランティア活動で一番大きいのは読み聞かせで、週に1回以上活動していただいています。

高田委員

団体数は1つですか。

生涯学習課長

複数の団体が活動しています。

高田委員

地域郷土資料の充実については、どうでしょうか。

生涯学習課長

多賀城は歴史深いまちですので、郷土資料等を図書館資料として選書する上で、司書が協議して、埋蔵文化財調査センター職員とも連携しながら本を選んでいると伺っています。

高田委員

ありがとうございます。

教育長

そのほか、ございますでしょうか。小野委員。

小野委員

17ページの意見一覧の課題点で、アンケート調査の結果から図書館の各種サービスについて、「利用したことがない」「サービスを知らない」との回答が多かったことについてどのくらいの割合でしょうか。

生涯学習課長

各種サービスは、例えばレファレンスサービスというスタッフに希望図書の検索を求める行為があります。このサービスを利用したことがない割合が約55%から65%となっています

また、本の複写サービスについては、約60%の方が利用したことがないとの結果になっています。

小野委員

意味が分かりました。たくさんのサービスがあって、その項目ごとに回答があって、その中に50%以上の方が利用したことがなかったり、知らなかったとする結果があるということですね。レファレンスという言葉が知らなくても、スタッフに聞けば教えてくれるということですね。

生涯学習課長

サービスの内容そのものを知らない部分もありますので、広く周知していくこと

についてこれからの課題となっていくと捉えています。

小野委員

はい、わかりました。

教育長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第16号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、議案第16号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。ありませんか

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和6年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時17分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和6年8月28日

多賀城市教育委員会

教育長

委員

委員